



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 公安委員会規則

*15 高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則

○ 告示

1139 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)

1140 生活保護法による施術機関の指定
(")

1141 生活保護法による医療機関の指定
(")

1142 " (")

1143 生活保護法による医療機関の変更
(")

1144 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課)

1145 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (")

1146 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)

1147 " (")

1148 " (")

1149 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")

1150 " (")

1151 " (")

1152 " (")

1153 紀の川土地改良区連合の役員の住所変更
(農業農村整備課)

1154 保安林の指定 (森林整備課)

1155 " (")

1156 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容
(")

1157 道路の区域変更 (道路保全課)

1158 新道路の供用開始等 (")

1159 道路の区域変更 (")

1160 新道路の供用開始等 (")

1161 道路の区域変更 (")

1162 新道路の供用開始等 (")

○ 人事委員会告示

*11 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正

する規程

12 平成2年和歌山県人事委員会告示第2号(選考職種の採用資格要件)の一部改正

○ 公安委員会告示

56 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施

○ 公告

毒物劇物取扱者試験の実施 (薬務課)

開発行為の工事の完了 (都市政策課)

○ 諸報

指定管理者の募集 (教育委員会)

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第15号

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則を次のように定める。

平成21年10月9日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項に規定する認知機能検査並びに法第108条の2第1項第12号及び第2項の講習の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者講習 法第108条の2第1項第12号の講習をいう。

(2) チャレンジ講習 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第2条第1項第1号の表1の項又は同条第1項第2号の表1の項の規定による確認を行う講習をいう。

(3) 特定任意高齢者講習(簡易) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。)第37条の6の2第1号に規定する講習(講習規則第2条第1項第1号の表1の項下欄及び同条第1項第2号の表1の項下欄に掲げる講習の基準に適合するものに限る。)をいう。

(4) 特定任意高齢者講習(シニア運転者) 施行令第37条の6の2第1号に規定する講習(講習規則第2条第1項第1号の表2の項下欄及び同条第1項第2号の表2の項下欄に

掲げる講習の基準に適合するものに限る。)をいう。

(5) 認知機能検査 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。

(講習等の委託)

第3条 公安委員会は、法第108条第1項の規定により、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第31条の4の2の公安委員会が認める法人に認知機能検査の実施を委託し、法第108条の2第3項の規定により、施行規則第38条の3の公安委員会が認める者に高齢者講習、チャレンジ講習、特定任意高齢者講習(簡易)及び特定任意高齢者講習(シニア運転者)(以下これらを「高齢者講習等」という。)の実施を委託するものとする。

2 前項の規定による委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。

(1) 前項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、高齢者講習等及び認知機能検査を効果的に実施するために、講習の実施に必要なコース、建物その他の設備を有する施設に施行令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた者を置くこと。

(2) 高齢者講習等は公安委員会の認定を受けた指導員(以下「高齢者講習指導員」という。)に、認知機能検査は公安委員会の認定を受けた検査員(以下「認知機能検査員」という。)に行わせなければならないこと。ただし、チャレンジ講習については、法第99条の2第1項の規定により技能検定員として選任された者に行わせなければならない。

(3) 受託者は、高齢者講習指導員を公安委員会が必要と認める数以上置かなければならないこと。

(4) 高齢者講習指導員及び認知機能検査員が免許の取消し又は効力の停止等の処分を受けたとき、その他高齢者講習指導員及び認知機能検査員として適当でない認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

(5) 高齢者講習等及び認知機能検査が法、施行令、施行規則その他の定め及びこの規則に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に違反があったときは、公安委員会が高齢者講習等及び認知機能検査に係る委託契約を解除できること。

(高齢者講習指導員)

第4条 高齢者講習指導員は、講習規則第7条第2項に規定する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。)について不正な行為をしたため、運転適性指導員(法第108条の4第1項

第1号に規定する運転適性指導員をいう。)、停止処分者講習指導員(停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第5号)第4条の講習指導員をいう。)、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員(違反者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第7号)第4条の講習指導員をいう。)のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し刑法(明治40年法律第45号)第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(2) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 公安委員会が運転適性に関する業務に関し、講習規則第7条第2項第3号に規定する者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため高齢者講習等を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

(ア) 普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証(普通自動車免許に係るものに限る。)の交付を受けている者又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程(普通自動車免許に係るものに限る。以下「研修課程」という。)を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(イ) 二輪車を用いた講習を指導する指導員については、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証(大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係るものに限る。)の交付を受けている者又は研修課程(大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係るものに限る。)を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(ウ)公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
(認知機能検査員)

第5条 認知機能検査員は、講習規則第4条第2項各号に該当する者でなければならない。この場合において、同項第2号の公安委員会が行う審査は、次のいずれかに該当する者であることを、その経歴を確認して行うものとする。

- (1) 認知症専門医
- (2) 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者
(講習科目及び時間)

第6条 高齢者講習、特定任意高齢者講習(簡易)及び特定任意高齢者講習(シニア運転者)の講習科目及び時間は、別表に定めるとおりとする。
(指導監督等)

第7条 和歌山県警察本部長(以下「本部長」という。)は、受託者に対し、高齢者講習等の場所、時間、内容、指導方法等について指導監督を行うものとする。

2 本部長は、必要と認めるときは、受託者に対して高齢者講習等の内容、指導方法等について報告又は資料の提出を求めることができる。
(受講者又は受検者の確認及び終了証明書の交付)

第8条 高齢者講習等の実施に際しては、講習通知書、運転免許証等により受講者又は受検者であることを確認するものとする。この場合において、法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果

に基づいて行う高齢者講習(以下「75歳以上講習」という。)並びに法第101条の3第1項の更新期間が満了する日(以下「更新期間満了日」という。)における年齢が75歳以上の者を対象とした特定任意高齢者講習(簡易)及び特定任意高齢者講習(シニア運転者)の受講者については、認知機能検査の結果の通知書により、認知機能検査を受けていることを確認しなければならない。

2 公安委員会は、高齢者講習を終了した者に対して施行規則第38条第15項の高齢者講習終了証明書を、特定任意高齢者講習(簡易)及び特定任意高齢者講習(シニア運転者)を終了した者に対して講習規則第3条第2号の特定任意高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

(補則)

第9条 この規則で定めるもののほか、高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(高齢者講習の実施に関する規則及び特定任意高齢者講習の実施に関する規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。
(1) 高齢者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第6号)
(2) 特定任意高齢者講習の実施に関する規則(平成14年和歌山県公安委員会規則第9号)

別表(第6条関係)

区 分	講 習 科 目	時 間
高齢者講習(75歳以上講習を除く。以下「75歳未満講習」という。)であって小型特殊免許以外の第一種免許又は第二種免許を受けている者に対するもの	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分
	運転適性検査器材による指導	60分
	実車による指導	60分
	安全運転意識の醸成(討議)	30分
	講 習 時 間 合 計	180分
75歳未満講習であって小型特殊免許のみを受けている者に対するもの	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分
	運転適性検査器材による指導	60分
	講 習 時 間 合 計	90分
75歳以上講習であって小型特殊免許以外の第一種免許又は第二種免許を受けている者に対するもの	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分
	運転適性検査器材による指導	60分
	実車による指導	60分
	講 習 時 間 合 計	150分

75歳以上講習であって小型特殊免許のみを受けている者に対するもの	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分
	運転適性検査器材による指導	60分
	講習時間合計	90分
特定任意高齢者講習(簡易)	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分以上
	運転適性検査器材による指導	30分以上
	講習時間合計	60分以上
特定任意高齢者講習(シニア運転者)(更新期間満了日における年齢が75歳未満の者に対するもの)	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分以上
	運転適性検査器材による指導①	60分以上
	運転適性検査器材による指導②	60分以上
	運転のための討議	30分以上
	講習時間合計	180分以上
特定任意高齢者講習(シニア運転者)(更新期間満了日における年齢が75歳以上の者に対するもの)	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務及び安全運転の知識	30分以上
	運転適性検査器材による指導①	60分以上
	運転適性検査器材による指導②	60分以上
	講習時間合計	150分以上

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

告 示

和歌山県告示第1139号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東柔11-21	山脇健一	けん鍼灸整骨院	東牟婁郡那智勝浦町朝日2丁目248-1F	平成21.7.27

那医65-50	西眼科医院	岩出市高塚89-1	平成21.3.31
---------	-------	-----------	-----------

和歌山県告示第1140号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1141号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により

医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

田医 159-21	ふくはらこどもク リニック	田辺市朝日ヶ丘13番24 号 1F	平成 21.9.1
--------------	------------------	----------------------	--------------

和歌山県告示第1142号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新医 88-21	ましようクリニック	新宮市佐野山田1085-14	平成 21.9.14

和歌山県告示第1143号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法

第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変 更 事 項 (名 称)		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
那医 90-60	那賀郡医師会 休日急患診療 所	那賀休日急患 診療所	紀の川市東大 井350番地	平成 18.4.1

和歌山県告示第1144号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成20年法律第42号)附則第6条の規定により、なお従前の例によることとされた同法による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の氏名	事業所の 名 称	事業所の所在地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
3071400083	海南市	海南市日方1525-6	神出政巳	海南市短期入所 生活介護事業所 (海南市立南風 園)	海南市木津233番地 の40	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平成 21.3.31

和歌山県告示第1145号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、

同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の氏名	事業所の 名 称	事業所の所在地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
3062290089	有限会社ループ	田辺市下万呂481	清水町柄	訪問看護ステー ションほほえみ	田辺市下万呂481	訪問看護・介 護予防訪問看 護	平成 21.7.31
3071300408	有限会社カーネ ーション	伊都郡九度山町九 度山619-10	中西茂美	有限会社カーネ ーション	伊都郡九度山町九 度山619-10	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 21.8.1
3070104181	株式会社春風会	和歌山市湊507-4	三木拓哉	春風会きし	和歌山市栄谷562番 地	居宅介護支援	平成 21.8.31
3070104769	株式会社ハマナカ	和歌山市築港5丁 目9番3	濱中豊加	株式会社ハマナ カ	和歌山市築港5丁目 9番3	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 21.8.31

3072000296	株式会社救援	御坊市湯川町財部792番地	中野音信	株式会社救援	御坊市湯川町財部792番地	福祉用具貸与	平成21.8.31
3070101815	有限会社たんぼぼ	和歌山市榎原21-5	平山裕次郎	ケアステーションやすらぎ	和歌山市湊3丁目3-15	通所介護・介護予防通所介護	平成21.9.30

和歌山県告示第1146号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000134	リハビリ橋本	橋本市柱本22番地	旧身体障害者療護施設	社会福祉法人ゆたか会	橋本市柱本22番地	平成21.9.30

和歌山県告示第1147号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000183	むくのき	橋本市高野口町名倉1142-2	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人椋の樹福祉会	橋本市高野口町名倉1142-2	平成21.9.30
	むくのき分場	橋本市高野口町上中532-4				

和歌山県告示第1148号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011500059	ひまわり作業所	有田市初島町浜1756-1	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人有田ひまわり福祉会	有田市初島町浜1756-1	平成21.9.30

和歌山県告示第1149号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010100778	ヘルパーステーションホース2	和歌山市一筋目26	行動援護	知的障害者障害児	有限会社Vivifala 島ゆかこ	和歌山市杉ノ馬場四丁目1番地	平成21.10.1	平成27.9.30
3011700436	みつばち	紀の川市桃山町最上81番地	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	有限会社鈴木一郎商会	紀の川市桃山町最上81番地	平成21.10.1	平成27.9.30

30123001 52	NPO法人み かん	新宮市千穂三丁目 4番24号	行動援護	知的障害者 障害児	特定非営利活 動法人助けあ いセンターみ かん	新宮市千穂三丁目 4番24号	平成 21.10.1	平成 27.9.30
----------------	--------------	-------------------	------	--------------	----------------------------------	-------------------	---------------	---------------

和歌山県告示第1150号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の 名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
30110001 34	リハビリ橋本	橋本市柱本22番地	生活介護 施設入所支援	身体障害者	社会福祉法人 ゆたか会	橋本市柱本22番地	平成 21.10.1	平成 27.9.30

和歌山県告示第1151号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の 名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
30110001 83	むくのき	橋本市高野口町名 古曾724	就労移行支援 就労継続支援 B型	知的障害者	社会福祉法人 椋の樹福祉会	橋本市高野口町名 倉1142-2	平成 21.10.1	平成 27.9.30

和歌山県告示第1152号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の 名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
30115000 59	ひまわり作業 所	有田市初島町浜17 56-1	生活介護 就労移行支援 就労継続支援 B型	知的障害者	社会福祉法人 有田ひまわり 福祉会	有田市初島町浜17 56-1	平成 21.10.1	平成 27.9.30

和歌山県告示第1153号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

役員住所変更

職名 理事

氏名 秋月利昭

変更前の住所 和歌山市太田498番地

変更後の住所 和歌山市太田3丁目6番19号

和歌山県告示第1154号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字柿碓
1043の5、1049

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字柿畷1049(次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
 ない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
 る標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
 及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町
 役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1155号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に
 より、次のように保安林の指定をする。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字和田35
 1の1・351の5(以上2筆について次の図に示す部分に限
 る。)、351の10、351の11・351の12(以上2筆について次
 の図に示す部分に限る。)
 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
 る標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
 及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町
 役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1156号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項
 において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5
 条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間
 (1) 区域

那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりと
 する。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌
 山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係
 町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成21年10月30日から平成22年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する
 者は、当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)又は破
 砕すること。

4 命令をしようとする理由

平成21年9月9日から同年10月9日までの間に1の(1)の
 区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発
 生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異
 常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重
 大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林
 害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措
 置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所
 在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にそ
 の旨を届け出なければならない。ただし、(3)により
 申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、
 別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲
 げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局
 長を経由して知事に提出するものとし、その提出があ
 ったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行
 ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、
 損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は
 管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措
 置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行
 う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行
 うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費
 用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の
 全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けるこ
 ととなるべき補償の額を超えるときは、その超える部
 分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
有田郡有田川町大字宇井苔52番地先から同町大字修理川1494番地先まで	旧	4.70 } 86.50	4,435.10	苔口橋 L=19.00 苔橋 L=40.00
同上	新	4.70 } 86.50	4,435.10	苔口橋 L=19.00 苔橋 L=40.00
同上	新	8.50 } 82.05	3,446.00	宇井苔橋 L=30.00 滑橋 L=60.00 木瀬戸大橋 L=182.00 円堂橋 L=57.70 堂毛橋 L=93.00 長野橋 L=32.00 カジヤ橋 L=15.00 滝谷橋 L=43.00 寒風橋 L=47.00 宇井苔トンネル L=982.00 寒風トンネル L=238.00

和歌山県告示第1158号

平成21年和歌山県告示第1157号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年10月11日16時から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
新宮市熊野川町嶋津字湯ノ口向井314番1地先から同市熊野川町嶋津字湯ノ口向井315番1地先まで	旧	5.50 } 6.80		66.60
同上	新	10.90 } 16.10		66.60

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
新宮市熊野川町嶋津字湯ノ口向井314番1地先から同市熊野川町嶋津字湯ノ口向井315番1地先まで	旧	5.50 } 6.80		66.60
同上	新	10.90 } 16.10		66.60

和歌山県告示第1160号

平成21年和歌山県告示第1159号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年10月9日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
新宮市熊野川町嶋津字湯ノ口向井315番1地先から同市熊野川町嶋津字湯ノ口向井316番1地先まで	旧	6.60 } 8.20		51.50
同上	新	7.80 } 11.00		51.50

和歌山県告示第1162号

平成21年和歌山県告示第1161号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年10月9日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年10月9日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「母子自立支援員の職」を「母子自立支援員の職」に改め、「児童生活支援員の職」の次に「）、臨床心理士の職、精神保健福祉相談員の職」を加える。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第12号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成21年10月9日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

第1項の表社会福祉の職の部に次のように加える。

児童指導員の職	児童福祉施設最低基準に規定する資格を有する者
児童自立支援専門員の職	児童福祉施設最低基準に規定する資格を有する者
児童生活支援員の職	児童福祉施設最低基準に規定する資格を有する者

第1項の表児童指導員の職の部を削り、児童自立支援専門員の職の部及び児童生活支援員の職の部を次のように改める。

臨床心理士の職	財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者
精神保健福祉相談員の職	精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条に規定する資格を有する者

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第56号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成21年10月9日

1 審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 審査日時

平成21年11月30日（月）午前10時から午後4時まで

3 審査場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館

4 定員

合計30名

5 審査対象者

審査の対象者は、和歌山県内に住所を有する者若しくは所属する営業所が和歌山県内にある者又は和歌山県公安委員会から警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者であって、次の（1）から（10）までのそれぞれの要件に該当するものとする。

(1) 空港保安警備業務1級

旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(2) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(3) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備1級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(4) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(6) 交通誘導警備業務2級

<p>旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）</p> <p>(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）</p> <p>(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）</p> <p>(9) 貴重品運搬警備業務1級 旧検定の貴重品運搬警備1級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）</p> <p>(10) 貴重品運搬警備業務2級 旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）</p> <p>6 審査の方法 学科試験及び実技試験とする。 なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。</p> <p>7 申出期間 平成21年11月4日（水）から同月6日（金）までの3日間の午前10時から午後5時までの間</p> <p>8 審査を希望する者の手続 (1) 審査を希望する者（以下「審査希望者」という。）は、7の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全全部生活安全企画課（審査受付専用電話番号：073-423-3344）に対し、電話による審査希望の事前申出を行うこと。 なお、事前申出は先着順に受け付け、申出者の人数が定員に達したときは受付を締め切る。</p> <p>(2) 事前申出時の注意事項 ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。 イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。 ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。 エ 申出は、受付担当者からの審査希望者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。） オ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、申出者から質問等はしないこと。 カ 審査に関して不明な点がある場合は、事前に11の問い合わせ先に確認しておくこと。</p> <p>9 審査申請書等の提出に関する手続</p>	<p>(1) 審査申請書等の提出期間 審査希望者のうち、8の(1)により申出を受け付けられた者は、平成21年11月11日（水）から同月13日（金）までの3日間の午前9時から午後5時までの間に、(2)の書類等を(3)の警察署に提出すること（持参以外による提出は、受け付けない。） なお、当該提出期間内に審査申請書等を提出しなかった者については、8の(1)により申出を受け付けられたことを無効とする（提出期間内に審査申請書類等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には、応じない。）</p> <p>(2) 提出する審査申請書類等 ア 審査申請書 1部 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉 ウ 旧合格証の写し 1部 エ 手数料 4,700円 手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。 オ その他 (ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。） 1部 (イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1部 (ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、(ア)又は(イ)のいずれかの書面 1部 (エ) 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、(ア)及び(イ)の書面は要しない。</p> <p>(3) 審査申請書等の提出先 ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署 イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、その者が属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署 エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内の警察署</p> <p>10 その他</p>
---	---

- (1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。
- (2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

11 問い合わせ先
和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係
電話番号 073-423-0110（内線3027又は3028）

公 告

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験期日及び時間
平成22年2月14日（日）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場所
(1) 和歌山会場 和歌山県民文化会館 和歌山市小松原通1-1
(2) 田辺会場 西牟婁総合庁舎 田辺市朝日ヶ丘23-1
- 3 試験種別
(1) 一般
(2) 農業用品目
(3) 特定品目
- 4 試験科目
(1) 筆記試験
ア 毒物及び劇物に関する法規
イ 基礎化学
ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
(2) 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 5 受験申込書の手続
(1) 受験申込書の配布
ア 期間
平成21年11月2日（月）から同年12月7日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間にイに掲げる場所で配布する。
イ 場所
和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。）
(2) 提出期間
平成21年11月24日（火）から同年12月7日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に（3）に掲げる場所で受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成21年12月7日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (3) 受付場所及び問い合わせ先
薬務課及び県立保健所（支所を含む。）
- (4) 提出方法
持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2498-1の一部、2523-1の一部、2523-7、字塩谷2178
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2520 堅田漁業協同組合 代表理事組合長 堅田隆弘

諸 報

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県立体育館」及び「和歌山県立武道館」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成21年10月9日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 和歌山県立体育館
ア 名称 和歌山県立体育館（以下「体育館」という。）
イ 所在地 和歌山市中之島2238番地
ウ 規模 敷地面積 8,925.61㎡
建築面積 本館 3,301.64㎡
補助館 412.50㎡
延床面積 本館 5,239.83㎡
補助館 495.00㎡
エ 構造 本館 鉄筋コンクリート造・鋼管造地上2階建（一部地下1階）
補助館 鉄骨平屋建（一部2階）
オ 施設 体育場 本館 1,681.08㎡
補助館 330.00㎡
収容人員 本館 1階 約3,000名 2階 約2,500名
補助館 300名
- (2) 和歌山県立武道館
ア 名称 和歌山県立武道館（以下「武道館」という。）
イ 所在地 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号
ウ 規模 敷地面積 938.86㎡（敷地全体 9908.44㎡）

<p>建築面積 938.86㎡ 延床面積 938.86㎡</p> <p>エ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建・合掌造 オ 施設 武道場 697.58㎡ 管理棟 132.00㎡ 休養室 48.29㎡</p> <p>2 指定管理者が行う業務内容 (1) 体育館及び武道館の運営に関する業務 (2) 体育館及び武道館の維持管理に関する業務 (3) その他和歌山県立体育館指定管理者仕様書及び和歌山県立武道館指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務</p> <p>3 指定期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間</p> <p>4 申請資格 (1) 指定期間中、安全円滑に体育館及び武道館を運営管理し、かつ、和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号）第1条及び和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）第1条に規定する体育館及び武道館の設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。 (2) 和歌山県内に主たる事務所を有し、和歌山県内を中心に活動している団体であること。 (3) 体育館及び武道館における指定管理者の募集に係る説明会に参加していること。 なお、5に定めるコンソーシアムにあっては、代表となる団体が説明会に参加していること。</p> <p>5 コンソーシアムによる申請 複数の団体による共同体（以下「コンソーシアム」という。）が申請する場合は、次の事項に留意すること。 (1) コンソーシアムが申請する場合は、その名称を設定し、代表となる団体を選定すること。 なお、代表となる団体は、4(2)の要件を満たすこと。 (2) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請することはできない。</p> <p>6 欠格条項 次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。 なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加資格を有しない団体 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない団体 (3) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあ</p>	<p>るものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある団体</p> <p>ア 地方自治法施行令第167条の4に掲げる事項に該当する者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続をしている団体</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体</p> <p>(6) 都道府県税に係る徴収金について未納がある団体</p> <p>(7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がある団体</p> <p>7 和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館指定管理者募集要項及び仕様書（以下「募集要項等」という。）並びに説明会に関する事項 (1) 募集要項等の配布 ア 配布期間 平成21年10月19日（月）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に掲げる日を除く。） イ 配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館7F 和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課</p> <p>(2) 説明会に関する事項 ア 日時 平成21年10月22日（木）午後1時から イ 場所 和歌山市中之島2238番地 体育館会議室</p> <p>(3) 説明会への参加の手続 説明会への参加を希望する団体は、必要事項を記入の上、参加申込書を平成21年10月19日（月）午後5時までに和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課へ持参すること。</p> <p>8 問い合わせ先 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館7F 和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課 電話番号 073-441-3690 ファクシミリ番号 073-433-4408</p>
--	---